

なし、是非此方へ心を通ずべし。左あらば能州は一圓に可被遣と御自筆の御書、庄助持參す。九郎左衛門其御書を封のまゝ持て差上る。瑞龍公甚御喜悅也。

一、木村主計と長田牛助

木村長門守母弟木村主計並長田牛助兩人、瑞龍公の御小姓にて出頭し、御家中にて二鳥フタトリと異名を付たり。公大事と思召候處へば、必ず御刀を爲持給ふ程の者也。主計は長門守母宮内卿と號せし人の弟故二千石被下。牛助は四百石被下御用にも可立ものと人々も申候。然るに大正持陣の時、牛助は何の手にも不合、平生それ程にいはぬ者も手に合ものもあり。御歸陣の後各祇候の前にて、公誰哉らん手に合候人に御言葉かけられ御懇意也。牛助隨分口もきゝたる者なれども、手に不合れば首をうな低て居たり。扱又主計は大坂陣の時御暇を願て大坂城へ入たり。其時申上候は、此度大坂方千萬に一も可勝道理候はゞ、尤於御家何分にも御奉公可仕候處、千萬に一も大坂可勝道理なし。然れば姉とをひとを今度見放ち難う奉存候。御暇可被下哉と云。微妙公尤の儀と被仰出、さらば其子彌五作をば殘し置可申候。宜敷

可被成との御意にて大坂へ行きぬ。諸人譽之。翌年夏陣の時も生残り再び御家へ歸たり。世上に謗之。微妙公も無味に思召候哉、少々御扶持方被下、老死しぬ。其子木村彌五作に二百五十石被下候。

一、奥村攝津御暇下さるゝ事

奥村攝津は、快心の末子にて才覺人に勝れ、微妙公への出頭肩を並ぶるものなし。三州の仕置は唯此一人の口より出でぬ。然處大坂多陣、篠山を取とて打立られ少し敗軍す。されども其身のおくれには非ず、若くして不巧者に付て也。出頭は如舊。扱元和元年の冬、微妙公越中へ御放鷹の御供中被仰渡各用意す。攝津は被仰渡なけれども御用人なれば、いつとも御供故に用意す。御發駕前夜攝津御供は御免除、横山山城守御供と被命、攝津殊の外行當りぬ。扱御留守中に分別を極め書附相調へ、御歸城の時訴狀上之候。如前々被召使か、不然ば御暇被下候様にとの紙面也。御覽被成、其儘其紙面の裏に暇遣し可申と、御直筆に被遊被仰渡。即時に乗物にて臺所口より出奔しぬ。表に客來有之候へども不知程也。此攝津其後越後の上總殿へ、翌年の春本多隅守

取持にて二萬石にて被召出管也。攝津約束申けるは、定て肥前守より構可申候。何様に御斷り申上候共、此儀御食着不成候はゞ參向仕可申候と云。上總殿、肥前殿如何様に被申越候共返し間敷候固き約諾にて相濟、其段相互に紙面を取遣る。本多安房守政重見て、隅州を以ての外叱り、近頃無念の仕合かな。攝津といふものは快心が子河内守弟也。兄弟一族家中に引廻し有之。當分叱り被置たるとて、他家へ可行といふもうつけ。それを肝煎る者もうつけ。いかに上總殿此方よりの斷りを聞まじきとありとも、事により人による事也。沙汰の限なり。構へて取持無用とて散々叱られたり。隅州は安房弟也。

一、梶川彌左衛門の機智

微妙公の御使立に梶川彌左衛門と云あり。御用に可立ものと傍輩ども沙汰し、上にもその思召のよし。御上洛の御供の時公は大津に被成御座、京都へ御越の頃、日野岡にて人込甚敷往來も難成。公御馬にて、御供中聲を擧げて、はい〜といへども中々聞も不分。時に彌左衛門刀を抜て乞食体の者を刀のむねにて打倒す。それ喧嘩よとて崩ければ、其間

に御心安く御通被成たり。彌左衛門仕形を其時分何もほめたり。

一、明曆三年辰口御上邸の類焼

明曆三年正月十八日江戸大火の火元は、本郷丸山本妙寺にて本郷の五丁目迄焼、御邸大門の左の塀三十間許焼て、其外別條無之。辰の口御上邸は、翌十九日小石川より失火の火にて、御城より後に焼たり。松雲公其時本郷の邸へ御移被成候。其時今枝民部番所々々を廻りて、此大風に如此の大火は只事にては無之候。火を防ぐ事は必ず無用、御道具も焼て不苦事に候。殿様御退の儀大事、下々迄も無恙出申儀第一に候。御臺所に食事を申付置候間、先づ皆食給可然候と申候。十九日・二十日兩日公方の御座所不相知、川越の城へ御動座と風聞す。二十日九半時分本郷邸の内失火。佐々木道求家より火出で、邸中甚敷周章也。然共風止天氣長閑也。但火消の具一色もなく各あきれぬ。日置清兵衛・青山織部・高橋傳右衛門其外少々焼け、松宮宗右衛門家にて火鎮る。村上次郎左衛門殿十九日類焼に逢被申、邸内村上助右衛門小屋へ同居に付、馬上にてかけ廻り被申候様子一段見事也。